

【特定化学物質】

含有を管理する調査対象物質は、下記に指定する含有禁止物質と含有管理物質の合計62物質とする。
尚、環境管理化学物質については法的、社会的要求を考慮して随時見直しを行い、追加・変更や削除を行う場合があります。

分類	No.	管理物質名	対象又は用途	規制値	
含有禁止	1	三置換有機スズ化合物 トリブチルスズ類 (TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	塗料、顔料、安定剤、酸化・老化防止剤	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	2	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	潤滑油、塗料、防腐剤	意図的使用禁止かつ50ppm以下	
	3	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	絶縁油、潤滑油、難燃剤	意図的使用の禁止	
	4	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	潤滑油、塗料、樹脂安定剤、難燃剤	意図的使用の禁止	
	5	ヘキサクロベンゼン	除草剤、ゴム促進剤、難燃剤、可塑剤	意図的使用の禁止	
	6	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	塗料、酸化防止剤	意図的使用の禁止	
	7	N, N' -ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN, N'－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム	意図的使用の禁止	
	8	2, 4, 6－トリ－ターシャリーブチルフェノール	潤滑油、酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)	意図的使用の禁止	
	9	ドデカクロペンタシクロ[5, 3, 0, 0(2, 6), 0(3, 9), 0(4, 8)]デカン(別名マイレックス)	難燃剤	意図的使用の禁止	
	10	ヘキサクロブター－1, 3－ジエン	溶媒	意図的使用の禁止	
	11	2－(2H－1, 2, 3－ペンソトリアゾール－2－イル)－4, 6－ジ－tert－ブチルフェノール	紫外線吸収剤	意図的使用の禁止	
	12	ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	作動油、油剤、エッチング剤、消火剤、表面処理剤	意図的使用の禁止	
	13	ペルフルオロ(オクタン－1－スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)	PFOSの原材料	意図的使用の禁止	
	14	ヘキサプロモビフェニル	難燃剤	意図的使用の禁止	
	15	テトラプロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラプロモジフェニルエーテル)	難燃剤	意図的使用の禁止	
	16	ペンタプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタプロモジフェニルエーテル)	難燃剤	意図的使用の禁止	
	17	ヘキサプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサプロモジフェニルエーテル)	難燃剤	意図的使用の禁止	
	18	ヘプタプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタプロモジフェニルエーテル)	難燃剤	意図的使用の禁止	
	19	ヘキサプロモシクロドデカン	難燃剤	意図的使用の禁止	
	20	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	難燃剤	意図的使用の禁止	
	21	1, 1'－オキシビス(2, 3, 4, 5, 6－ペンタプロモベンゼン)(別名デカプロモジフェニルエーテル)	難燃剤	意図的使用の禁止	
	22	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はこれらの塩	潤滑油、油性配合物	意図的使用の禁止	
	23	ペルフルオロオクタン酸関連物質	繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙	意図的使用の禁止	
	24	ペルフルオロ(ヘキサ－1－スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩	エッチング剤、表面処理剤	意図的使用の禁止	
	25	2－(2H－1, 2, 3－ペンソトリアゾール－2－イル)－4, 6－ジ－ターシャリーベンチルフェノール(別名UV－328)	コーティング、接着剤、プラスチック、ゴム、潤滑剤	意図的使用の禁止	
	26	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14－ドデカクロロ－1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a－ドデカヒドロ－1, 4:7, 10－ジメタノジベンゾ[a, e][8]アンヌレン(別名デクロランプラス)	電気・電子機器、プラスチック製品、ゴム製品	意図的使用の禁止	
	27	短鎖型塩化パラフィン	難燃剤、可塑剤	意図的使用の禁止	
	28	アスベスト類	電気絶縁体、充填剤、ガスケット	意図的使用の禁止	
	29	オゾン層破壊物質 (Class I)	冷媒	意図的使用の禁止	
	30	リン化アルミニウム	殺虫剤、くん蒸剤、半導体材料	意図的使用の禁止	
	31	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)	可塑剤、難燃剤、摩耗防止添加剤、圧縮防止添加剤	意図的使用の禁止	
RoHS指令10物質	32	カドミウム及びその化合物	亜鉛を含む合金(黄銅、亜鉛ダイカスト、鉛、フリーはんだなど)、メッキ、プラスチック、ゴム、塗料などすべてに含まれるカドミウム	※1意図的使用禁止かつ 100ppm未満	
	33	鉛及びその化合物	各種合金、はんだ及び適応除外を除くすべてに含まれる鉛	1000ppm未満	
			適用除外	RoHSの適用除外用途に依る	RoHSE指令参照
	34	水銀及びその化合物	小型蛍光灯・直管蛍光灯以外に含まれるすべての水銀	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	35	六価クロム化合物	クロメート処理、メッキ、塗料などに含まれるすべての六価クロム。金属クロム、合金中のクロムは対象外	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	36	ポリ臭化ビフェニール類(PBB類)	難燃剤などすべてに含まれるPBB	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	難燃剤などすべてに含まれるPBDE	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	38	フタル酸ビス (2－エチルヘキシル) (DEHP)	可塑剤、顔料、染料、塗料、接着剤、インク	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	39	フタル酸ブチルベンジル (BBP)		意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	40	フタル酸ジブチル (DBP)		意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
41	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	意図的使用禁止かつ1000ppm未満			
含有管理物質	1	特定のアミンを形成するアゾ染料・顔料	電線被覆材の顔料、着色剤 ※人体に持続的な接触部に限定	意図的使用の禁止かつ特定アミンとして 30mg/Kg (30ppm) 未満	
	2	アンチモン及びその化合物	顔料、塗料、鉛フリーはんだなど	意図的使用および含有濃度1000ppmを超えるものについてデータを把握	
	3	ヒ素及びその化合物	顔料、塗料、染料、難燃剤		
	4	ベリリウム及びその化合物	セラミックス、合金、触媒、はんだ		
	5	ニッケル及びその化合物	メッキ、塗料、顔料(合金を除く)		
	6	セレン及びその化合物	顔料、塗料		
	7	その他(PBB類、PBDE類以外)臭素系難燃剤	難燃剤		
	8	上記38～41以外のフタル酸エステル類	可塑剤、顔料、染料、塗料、接着剤		
	9	ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体	樹脂、コード被覆、可塑剤		
	10	放射性物質	梱包、包装材	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	11	ホルムアルデヒド	繊維板、木工製品	プラスチック樹脂・繊維で75ppm未満 気中濃度(チャンバー法)0.1ppm未満	
	12	オゾン層破壊物質 (Class II :HCFC)	冷媒	意図的使用の禁止	
	13	二置換有機スズ化合物 (DBT、DOTなど)	補修材、接着剤、塗料、被覆材	意図的使用禁止かつスズ元素として1000ppm未満	
	14	コバルト及びその化合物	合金成分、顔料、触媒、電池、磁石、塗装	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
	15	ベンゼン	染料、合成ゴム、合成洗剤、顔料、合成樹脂、溶剤、可塑剤	意図的使用の禁止	
	16	N－フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4－トリメチルベンテンの反応生成物 (BNST)	ゴム・潤滑油の添加剤、潤滑剤、グリス等	意図的使用の禁止	
	17	トリクロロエチレン	脱脂洗浄剤	意図的使用の禁止	
	18	トルイジン	染料、接着剤	意図的使用の禁止	
	19	REACH/制限物質	-	-	
	20	REACH/認可対象物質	-	-	
	21	REACH/SVHC (認可対象候補物質)	-	-	

1. 規制値は、意図的な添加ではなく、不純物として含有した場合の許容値で、機械的に分離できない均質な材料からなる部位ごとに定める。
2. 本表に記載されていない物質でも、条約・法・条例・業界指針などで規定されている場合はそれらを順守すること。
3. 適用を除外する用途は、REACH規制を参照